

議案第 82 号

伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例の一部改正について

伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例の一部を改正する条例

伊賀市人・農地プラン検討会議設置条例（平成24年伊賀市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1年」を「2年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に委嘱されている伊賀市人・農地プラン検討会議の委員の任期については、なお従前の例による。